

1 議事日程（5日目）

〔平成24年太宰府市議会第4回（12月）定例会〕

平成24年12月18日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第52号 太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会）
- 日程第2 議案第53号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第3 議案第54号 太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第4 議案第55号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）（建設経済常任委員会）
- 日程第5 議案第56号 太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第6 議案第57号 太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第7 議案第58号 平成24年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について（分割付託）
- 日程第8 議案第59号 平成24年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第9 議案第60号 平成24年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第10 請願第3号 拉致問題意見書決議に関する請願書（総務文教常任委員会）
- 日程第11 請願第4号 障がい児の就学に関する請願書（総務文教常任委員会）
- 日程第12 意見書第5号 拉致問題の早期解決を求める意見書
- 日程第13 議員の派遣について
- 日程第14 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである（18名）

- | | | | | | |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 陶山良尚 | 議員 | 2番 | 神武綾 | 議員 |
| 3番 | 上疆 | 議員 | 4番 | 芦刈茂 | 議員 |
| 5番 | 小嶋真由美 | 議員 | 6番 | 長谷川公成 | 議員 |
| 7番 | 藤井雅之 | 議員 | 8番 | 原田久美子 | 議員 |
| 9番 | 後藤邦晴 | 議員 | 10番 | 橋本健 | 議員 |
| 11番 | 不老光幸 | 議員 | 12番 | 渡邊美穂 | 議員 |
| 13番 | 門田直樹 | 議員 | 14番 | 小柳道枝 | 議員 |

15番 佐伯 修 議員

16番 村山 弘行 議員

17番 福廣 和美 議員

18番 大田 勝義 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市長 井上 保廣

副市長 平島 鉄信

教育長 關 敏治

総務部長 木村 甚治

地域づくり
担当部長 今泉 憲治

市民生活部長 古川 芳文

健康福祉部長 坂口 進

建設部長 神原 稔

会計管理者併
上下水道部長 三笠 哲生

教育部長 古野 洋敏

総務課長 友田 浩

経営企画課長 石田 宏二

協働のまち
推進課長 藤田 彰

市民課長 原野 敏彦

福祉課長 大藪 勝一

都市整備課長 今村 巧児

上下水道課長 松本 芳生

教務課長 井上 均

監査委員事務局長 関 啓子

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 齋藤 廣之

議事課長 櫻井 三郎

書記 白石 康子

書記 花田 敏浩

書記 力丸 克弥

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大田勝義議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員数も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1から日程第3まで一括上程

○議長（大田勝義議員） お諮りします。

日程第1、議案第52号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」から日程第3、議案第54号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、お諮りしましたとおり一括議題とし、付託しております総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔13番 門田直樹議員 登壇〕

○13番（門田直樹議員） おはようございます。

総務文教常任委員会に審査付託された議案第52号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」から議案第54号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」までについて、その審査の内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第52号の太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定につきましては、公募によらない指定管理者の候補者選定の規定に基づいて、太宰府市体育協会を指定管理者の候補者として指定するものであり、その指定期間については平成25年4月1日から2年間とのこととなります。

委員からは、太宰府市体育協会の法人化に向けた動きなどについて質疑があり、執行部からは、来年度にNPO法人化を目指して登記や会計処理関係の準備を現在進めている状況であるなど回答がありました。

その他、関連する質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第52号は委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第53号「証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、本案は今年9月に地方自治法の一部を改正する法律が公布施行されたことに伴い、根拠となる地方自治法の条項ずれ、及び本会議の公聴会参加者及び参考人が実費弁償の対象に加えられたこと

により、条例の一部を改正するものとの説明を受けました。

委員から、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第53号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第54号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」、本案は入所希望者の増加に対応するため、国の放課後児童クラブガイドラインに基づき、水城第二、太宰府、太宰府南、太宰府西第二、以上4カ所の学童保育所の定員を増やし、合計45人増となる定員見直しを行うもの、及び学童保育所の運営を指定管理者に行わせる場合に、指定管理者が行う業務内容や保育料の取り扱いについてなど、条例上必要な事項を追加するものです。

委員からは、保育料の滞納が続いた場合の退所判断については全て指定管理者が行うことになるのかなどについて質疑があり、執行部からは、極力納付をお願いし、退所にならないように努めており、今後もその判断は市が行っていくなど回答がありました。

また、指定管理者の更新時に別の業者へ切りかわるときには、前業者が保育料の滞納状況などの個人情報処分したかどうかを市がきちんと確認するよう検討いただきたいとして、1件要望がなされました。

その他、関連質疑を終え、討論では、定員増をされるという部分は評価するが、指定管理者制度の導入を前提とした内容の条例改正については、これまで当市の学童保育所が担ってきたものが後退する可能性が懸念されるとして反対討論が1件なされました。

討論を終え、採決の結果、議案第54号は委員多数の賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（大田勝義議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第52号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第53号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第54号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第52号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第52号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

よって、議案第52号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時06分〉

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第53号「証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第53号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時06分〉

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第54号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告がありますので、これを許可します。

2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 議案第54号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」、反対の立場で討論に参加します。

条例改正の一つ、定員増については、今後児童数増加の対応策として賛成いたします。しかしながら、事業を指定管理者制度に移行するという点について、この制度は構造改革のもとで平成15年に設けられた施設の管理業務を代行する制度です。全国的にも学童保育に取り入れた自治体がありますが、10年近くたった今、学童にはなじまないと移行を変更したり、見直したりする自治体が増えています。生徒数が今年度初めて減少した実態があります。2回の一般質問の中での回答の中で、保育の質は変わらないというお話がありましたが、近隣市町村、事業者の聞き取りの話によれば、保育の質イコール指導員の雇用保障につながるということがわかりました。事業費の90%を占める人件費をどう削ろうかとする民間業者と保護者、子どもに寄り添える事業者を見きわめるための選定基準、そして選考委員会が重要な鍵を握ることになる

と思います。しかしながら、選考委員会のメンバーが再検討されていない中での移行は、今まで公設公営で学童の質を守ってきたことを保障することはできません。学童保育は放課後児童健全育成事業であり、児童福祉法に位置づけられています。共働き、母子、父子家庭の児童の放課後と長期休みの生活の場、学童保育が遊びと生活を通じた子どもの発達の間であることから、施設の管理業務を代行する指定管理者制度はなじまないと考えます。

よって、この議案については同会派の藤井雅之議員とともに反対いたします。

○議長（大田勝義議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第54号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（大田勝義議員） 多数起立です。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前10時09分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第55号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（大田勝義議員） 日程第4、議案第55号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案は、総務文教常任委員会と建設経済常任委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔13番 門田直樹議員 登壇〕

○13番（門田直樹議員） 総務文教常任委員会に審査付託された議案第55号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」の当委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

本案は、学校週5日制の導入以来、活動を行ってきた太宰府市青少年学校外活動実行委員会が、ゆとり教育の見直し、子どもたちによる学校外活動参加の減少等の理由により、その目的を達成したとして、同委員会を廃止し、それに伴い、条例の一部改正を行うものとの説明を受けました。

さしたる質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第55号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（大田勝義議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) これでは総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 後藤邦晴議員。

[9番 後藤邦晴議員 登壇]

○9番(後藤邦晴議員) 続きまして、建議案第55号の当委員会所管分について、審査内容と結果を報告いたします。

本案は、佐野東地区のまちづくりに関する事項について調査及び審議等を行うため、識見者等で組織する太宰府市佐野東地区まちづくり構想検討委員会を設置することにより、条例の一部を改正するものです。

担当課長からの補足説明として、平成21年3月の施政方針のもと、同年4月以降、水利組合、農事組合役員の方々を相手方として協議を重ね、平成23年11月に向佐野区水利組合及び農事組合の役員、農業委員、向佐野区自治会長の9名で構成された佐野東地区まちづくり懇話会が設置された。懇話会の開催は2回であったものの、その中で出された意見、課題等を受け、新駅を含めた佐野東地区のまちづくり構想を策定するに当たり、新たに佐野東地区まちづくり構想検討委員会を附属機関として設置して、調査、審議をしていただくものであると説明を受けました。

委員からは、この改正についての地元の方々への説明は既になされたのか、これからされる予定なのか、また検討委員会の構成及び人選にはもう当たっているのか質疑があり、執行部から、この議案を提案する段階で懇話会の窓口はそのまま継続して向佐野水利組合長さんに置いていただけるという話をいただいているので、市の考えについては事前にお伝えしている。委員会の構成については規則で識見を有する者4人以内、市長が適当と認める者6人以内、計10人以内の委員で組織するように考えており、人選については議決後に検討したいと考えているとの回答を得ております。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第55号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長(大田勝義議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) これでは建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を各常任委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(大田勝義議員) 全員起立です。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時15分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5と日程第6を一括上程

○議長(大田勝義議員) お諮りします。

日程第5、議案第56号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」及び日程第6、議案第57号「太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) 異議なしと認め、お諮りしましたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 後藤邦晴議員。

〔9番 後藤邦晴議員 登壇〕

○9番(後藤邦晴議員) 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第56号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」及び議案第57号「太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について」、審査内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第56号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」、報告いたします。

本案は、地域の自主性及び自立性を高める改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地方分権第2次一括法第38条の水道法の改正により、技術者による布設工事の監督及び水道技術管理者の資格基準について条例で定める必要が生じたため、事務取扱継続の重要性から、施行令と同様の基準により条例の一部を改正するもので、施行日は平成25年4月1日を予定しているとの説明を受けました。

委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、議案第56号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第57号「太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について」、報告いたします。

本案も、議案第56号と同様、同法第107条の下水道法の改正に伴い、公共下水道の構造の基準について条例で定める必要が生じたため、条例の一部を改正するものです。

委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、議案第57号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（大田勝義議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第56号の委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第57号の委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第56号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第56号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時19分〉

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第57号「太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第57号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(大田勝義議員) 全員起立です。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時20分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第58号 平成24年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について

○議長(大田勝義議員) 日程第7、議案第58号「平成24年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 門田直樹議員。

[13番 門田直樹議員 登壇]

○13番(門田直樹議員) 各常任委員会に分割付託された議案第58号「平成24年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について」の総務文教常任委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

当委員会所管分の主なものといたしましては、19款1項1目前年度繰越金2,584万6,000円の増額補正、これは今回の12月補正財源として充当するものです。

次に、人件費に関する補正の当委員会所管分として、2款1項1目、2款3項1目、10款1項2目、10款4項1目の職員給与費の補正が行われております。これは7月人事異動、死亡退職等による人員配置及び衆議院議員選挙事務に伴う時間外勤務の増などを調整したものであるとの説明を受けました。

次に、2款1項1目防犯対策関係費、防犯カメラ設置工事246万8,000円及び電気料金5,000円の増額補正、これは西鉄太宰府駅、西鉄五条駅、大学を結ぶエリアを中心に防犯カメラを3カ所6機設置するための費用及びその設置に伴う電気料金です。

本年11月には、筑紫野警察署からの緊急設置要望により、学園通りなど3カ所に防犯カメラを設置しているが、今回は大学における不審者情報をもとに設置をするものであるとの説明を受けました。

委員からは、大学周辺ばかりが痴漢行為や犯罪行為があるわけではなく、中学生等も被害に遭っているケースを多く聞くが、そういうところにも今後防犯カメラの設置ができないかなどについて質疑があり、執行部からは、新年度の予算においても、今回の補正と同様の数の設置を計画している。設置箇所等については筑紫野警察署と協議していきたいと考えているなど、回答を受けました。

次に、12款1項1目公債償還元金8,233万円の増額補正、これは12月4日の本会議2日目で可決した議案第49号から議案第51号に関連する補正で、福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴い、平成24年度末の起債残高8,233万円を繰上償還するものであるとの説明を受けました。

また、同組合の解散に伴い、市町村に帰属させる財産の当市分としまして、1億1,197万3,203円が返還されるため、歳入の20款総務費雑入に計上されております。

第2表繰越明許費補正には、いきいき情報センター駐車場整備事業1,434万3,000円、第3表債務負担行為補正には、国分小学校仮設校舎賃借料5,400万円、学童保育所の指定管理料1億7,887万6,000円、給食調理業務委託料1億9,314万3,000円などが追加計上されております。

その他審査では、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠等について質疑、確認を行いました。

質疑を終え、討論では、さきに反対した学童保育所の指定管理料に関する債務負担行為補正も計上されているが、全体の予算の構成を考え、この補正予算案については賛成するとの賛成討論が1件行われました。

討論を終え、採決の結果、議案第58号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（大田勝義議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 後藤邦晴議員。

〔9番 後藤邦晴議員 登壇〕

○9番（後藤邦晴議員） 続きまして、議案第58号の建設経済常任委員会所管分について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

なお、当委員会所管分は、歳入、歳出、その他補正がともに関連しているものが多いため、同時に説明を受けながら審査を行っております。

まず、歳出の主なものとしましては、8款4項1目都市計画総務費の都市計画区域変更等関係費として123万1,000円が補正計上されております。これは、附属機関として設置を提案されている佐野東地区まちづくり構想検討委員会開催時の報酬、旅費、そして会議資料の作成、会議録の作成、会議運営支援のための委託料で、会議は3回開催される予定であるという補足説明を受けました。

同時に、関連する債務負担行為の補正予算、佐野東地区まちづくり構想等策定業務委託料1,000万円については、平成25年度、平成26年度にわたり、佐野東地区まちづくり構想検討委員会に諮りながら、新駅、土地利用、道路計画など含めて佐野東地区のまちづくり構想の策定を進めるものであるとの説明を受けました。

次に、8款4項6目地域狭隘道路拡幅事業関係費として1,944万円が補正計上されております。

す。これは、農地転用及び建築時等の際、道路用地として無償提供していただき、セットバックを行う際の測量費、分筆登記書類作成委託費、工事費、構築物等の移転補償費として補正されています。

財源としては、国の社会資本整備総合交付金972万円と市債の土地開発関係事業債870万円が歳入の補正予算として計上されています。

続いて、歳入の主なものとしては、21款1項3目土木債の自然災害防止事業債として240万円が増額補正されています。これは、歳出の8款4項2目公園事業費の公園改良関係費に充当され、現在行っている水城五丁目5番付近の緑地のり面崩壊防止工事の追加補強工事が行われます。

所管分の審査を終え、討論はなく、採決の結果、議案第58号「平成24年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（大田勝義議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

〔14番 小柳道枝議員 登壇〕

○14番（小柳道枝議員） 続きまして、環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第58号の環境厚生常任委員会所管分について、審査の内容と結果をご報告いたします。

当委員会所管分の主なものといたしましては、3款1項3目障がい者対策費のバリアフリー推進費50万円の増額補正、これは視覚障がいがある方のために文字情報を音声コードに変換するソフトと音声を聞くための携帯電話、アダプター各4台を購入する費用20万円と、導入に伴いまして職員や福祉団体等への音声コード作成などの研修会を行うための費用30万円の計50万円が計上されているものであります。財源については、自立支援臨時対策事業補助金276万8,000円が歳入に計上され、そのうち50万円がこれに充当されるものであります。

これについて委員から、機器の貸し出しについての質疑があり、それに対し執行部からは、市役所の窓口関係に置いておき、利用していく考えがあるとの回答がなされました。

次に、3款1項4目障がい者自立支援費の介護・訓練等給付関係費、13節委託料226万8,000円、20節扶助費8,000万円の増額補正、13節委託料は平成25年4月1日より障害者総合支援法が施行されることに伴い、既存の障がい者福祉システムの改修費用として226万8,000円計上されております。財源については、自立支援臨時対策事業補助金276万8,000円が歳入に計上

され、そのうち226万8,000円が充当されるものであります。20節扶助費は、法の改正等に伴い介護・訓練等給付利用者が増加したことから、3月までの当初の見込み額に不足が生じますことから、8,000万円増額補正をするものであります。財源については、国庫負担金、障がい者自立支援給付費負担金4,000万円、県負担金、障がい者自立支援給付費負担金2,000万円が歳入に計上され、充当されるものであります。

次に、4款1項2目保健予防費、予防接種関係費1,784万6,000円の増額補正、これは本年9月よりポリオ予防接種ワクチンが従来の生ワクチンから不活化ワクチンへの全面的切りかえに伴いまして、接種回数の増加や保健センターでの集団接種から各医療機関への個別接種などの変更に伴い、増額補正をするものであります。

次に、第3表債務負担行為補正、特別支援学校放課後対策事業委託料230万円、これは本年4月に大佐野地区に開校いたしました福岡県立太宰府特別支援学校に通学する児童を対象に放課後及び長期休みなどの活動の場の提供及び保護者の休息時間の確保を設けることを目的として、通学区域内の対象市町のうち須恵町を除く4市3町で平成25年4月より事業実施予定であり、全体で約1,500万円の事業費のうち太宰府市の負担分が230万円との説明を受けました。

これについて委員から、休みの間の通学方法や負担額の割合の基準があるのかについて質疑があり、これに対して執行部からは休み期間中の通学については送迎関係を予定していること、負担の割合については事前に4市3町の児童・生徒を対象に利用希望のアンケート調査を行い、利用希望者の人数に応じた負担割合を算定しているとの回答がなされました。

その他の審査につきましても、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠などについて質疑を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第58号の環境厚生常任委員会所管分は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第58号の当委員会所管分の報告を終わります。

○議長（大田勝義議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

（16番村山弘行議員「議長」と呼ぶ）

○議長（大田勝義議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 議案第58号の一般会計補正予算について修正動議を提案したいと思います。

○議長（大田勝義議員） ただいま修正の動議が提出されましたので、修正案の配付などのため、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時36分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時45分

○議長（大田勝義議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案に対しては16番村山弘行議員の外1人からお手元に配付されました修正動議が提出されております。

これを本案にあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

16番村山弘行議員。

〔16番 村山弘行議員 登壇〕

○16番（村山弘行議員） 議案第58号の修正動議の提案説明を行います。

提出者は、私村山と原田久美子議員の2名であります。

提出者を代表いたしまして議案第58号「平成24年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）」に対する修正を求める動議についてご説明をいたします。

理由につきましては、総合体育館建設に向けた設計委託料等の進捗を図るため増額修正するものであります。

事項別明細でいいますと、3ページ、歳出予算、10款5項1目保健体育総務費、総合体育館建設関係費、13節工事設計監理等委託料3,700万円の増額です。

歳入予算は、18款1項1目基金繰入金、9節総合運動公園整備事業基金繰入金3,700万円を財源として増額修正するものであります。

私どもが今回修正動議を提出に至った経緯につきまして若干申し上げさせていただきます。ご承知のとおり、本予算につきましては、平成24年度当初予算の10款5項1目保健体育総務費総合体育館建設関係費、13節委託料、工事設計監理等委託料5,700万円が計上されましたが、議員より3,700万円の減額修正が提出され、私も原田議員も修正案に賛成をし、修正案が可決されたところであります。6月定例議会では、同額3,700万円が補正予算として計上されましたが、議会はこれも否決したことはご案内のとおりでございます。今回の12月定例議会の中で、今日までの佐野東地区まちづくり懇話会が実質機能せずになっていたことから、今回新たに条例を改正し、太宰府市佐野東地区まちづくり構想検討委員会を立ち上げ、市の附属機関に位置づけられ、財政保障も1,000万円が計上されたことが修正提案に至った大きな理由の一つであります。

さらに市長は、過日の私の一般質問の中で、体育館建設はいわゆる区画整理エリア内であり、ランドデザインを描き、手戻りのないように進めていく、交通渋滞の対応についてもランドデザインを議論をしていただくこと、また（仮称）JR太宰府駅建設や総合体育館建設関係についても特別委員会に適宜報告をするという回答もあったところであり、これも提案理由の一つであります。したがって、今後の体育館建設に当たっては特別委員会の中で十分議論が可能と判断をしたところでございます。課題の一つでもありますランニングコストや稼働率が

も議論ができるものと思います。（仮称）JR太宰府駅を初め、佐野東地区のまちづくり構想があつて十数年、JR社長と太宰府市長との間で交わされました覚書から実に二十数年が経過し、やっと本当にやっとなまちづくりへ向けた第一歩が始まろうとしているのであります。そういう中で、そのエリア内に位置づけられるスポーツゾーンとしての総合体育館の工事設計等委託料3,700万円の増額修正を提案するのであります。議員各位におかれましては、ぜひ可決していただきますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番門田直樹議員。

○13番（門田直樹議員） 若干話は少し聞いておりましたが、実際にこういうふうな発議をされるということで大変驚いております。議員は、今ご本人おっしゃいましたけども、当初予算の修正に賛成され、そして6月の補正に関しても、その補正復活に反対の意思でしたよね。手のひらを返したようになぜ、しかも年度内の12月にこういうふうな発議をされるのかというのは今の説明では全く納得いきません。

まず、最初から早い時期に出してそれぞれの委員会、この場合体育館建設特別委員会もあるわけですね。そういうふうな手順をなぜ踏まなかったのか、なぜ今日のこの最終日のその補正のですね、まさに議決前にこういった形で出されるのか。それと、JRの駅のことは今ご自分からおっしゃいましたけど、その辺のところはなぜ、この時期の件をちょっとお答えください。

○議長（大田勝義議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 今の門田議員からのご質問でなぜ12月になったかということでございますが、1つは今年度当初予算の中で減額をいたしました。なぜ今日提案をしたかというのは、先ほど述べましたように12月議会の中で市長から佐野東まちづくりにつけての全体構想が具体的に条例改正と、それから補正予算も組み込まれて全体のランドデザインを描くという方向が12月に提案をされたわけでありまして。したがって、12月議会に提案を私のほうからしたということでありまして。

いま一つ、早い時期から提案をし、建設経済なり特別委員会で議論ができなかったのかと、こういうご意見であります。先ほど提案説明で理由で申し上げましたように、今回初めて市長のほうから条例の改正、それから補正予算を1,000万円つけていただくというのと、いま一つは12日だったと思いますが、私の一般質問に対する市長の見解などなどを判断をいたしまして本日の提案になったということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（大田勝義議員） 13番門田直樹議員。

○13番（門田直樹議員） ここにチラシがあるんですが、総合体育館建設関連予算減額の理由というチラシですね。10名の議員の名前があります。村山議員もあります。私の名前もあります。今までの経緯から減額修正した理由もここに書いてあります。その理由がなくなったとは思えません。この中にですね、これからの方向として総合体育館建設問題特別委員会で十分議論していきますとはっきり書いて、そしてこのこれに対するお問い合わせは村山議員のところですね。今のお話を聞くと、先日の一般質問で市長の答弁を聞いて思い立ったように聞くんですけども、そうでしょうか。我々の見えないところでお話があったのかどうか、それはあなたしかわかりませんけれども、ただあなた、以前議長までやられているはずですね。こういった委員会、何のための委員会か。委員長ですよ。その辺はやはりわかりません。なぜそこを飛ばしてこういう発議になるのか。今後、じゃあ一体どういう形でどういった議論をしていくのか、特別委員会で。その辺をお聞かせください。

○議長（大田勝義議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 言われましたように当初予算のときに私も先ほど申し上げましたように修正案に賛成をし、6月の補正予算にも反対をしました。それは、修正案の今年の3月の予算委員会の中で私も修正案に賛成する意見を述べております。その中では、私は全体のエリアが全く見えていないという中で体育館が平成26年度に完成するということに対して非常に違和感を覚えたというのがあります。そういう中で、私は特別委員会もあるし、あるいはまちづくり特別委員会もあるので、その中で十分議論していくことができるというふうに思っております。それは、先ほど申し上げましたように今回の修正案を出して、増額修正ができた後にも具体的な議論については市長も答弁の中で述べられましたように、適宜報告をし、前広に説明をしていく、こういうことですので、1つは今回12月の定例議会の中で修正案を出した。いま一つは、補正予算の中にもありますように1,000万円の債務負担行為でありますけれども、予算が予算づけられたということでいよいよ具体的な佐野東まちづくりについてのスタートができると、そういう中で体育館が第1候補としてそのエリア内にあるので、当然全体的な鳥瞰図の中でこの体育館の建設の調査委託料というものについて増額修正をするということですので、ご理解をしていただきたいというふうに思っております。

○議長（大田勝義議員） 13番門田直樹議員。

○13番（門田直樹議員） 発議をされるということはお自分の考えでしょうけど、少なくともこのチラシに書いている10人の中で賛成議員がお一人おられますけれども、私を含む残りの議員は何ら納得していないし、そしてそのJR太宰府駅、仮称ですね。にしろ、こういったいびつな形で進めていいのかと非常に疑問を持ちます。回答はよろしいです。

○議長（大田勝義議員） ほかに。

7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） 私も先ほどの門田議員の質問と同様になぜ今なのかというふうな疑問は持ちますが、その点についての質疑ではなくてですね、今配付されたこの修正案の中で見た限

り、3ページ目にあります、その歳入のところですね。この3,700万円をもとに戻す、その歳入のところの繰り入れがこれ総合運動公園整備事業基金繰入金から財源充てる形の補正の提案がされているんですけども、たしか減額、3月、6月と減額したときには予備費に戻すような形の充当の減額をしていたというふうに記憶しております。そこの予備費からもとに戻してくるというような歳入の提案ならまだ議論の余地といいますかね、そういった部分もわかるんですが、そもそも市の持っている基金のところを歳入として議員が発議するということがですね、これはなじむことなんでしょうか。その点のご認識について、提案に当たってここも総合運動公園整備事業基金繰入金から持ってこられた、この理由をお聞かせください。

○議長（大田勝義議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 一般的に申し上げますと予備費だろうというふうには思います。しかし、今回の当初予算の中で基金ということが出ておりましたので、今回ももとの基金から増額補正をするということでありまして、ご指摘のあります部分に該当するかどうかわかりませんが、いわゆるこの地方自治法でいう普通公共団体の長の提出予算の権限を侵すことができないという部分がございます、その部分については長と今回提出、提案しました私と原田議員の中で趣旨を損なうような増額修正はできないけれども、趣旨を損なわないのであれば大丈夫だということで市長とも確認をいたしまして、今回基金のほうから増額修正をするということでございます。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） その部分と、あとこれはこの仮にですね、今ご提案されておりますこの補正予算といいますか、この動議が可決をされた後の部分に若干入るかと思うんですけども、村山議員、特別委員会のこの体育館の問題の特別委員会の委員長も兼ねて委員長もされておられますけれども、先ほど提案理由の中でも特別委員会の中での議論というようなことも提案理由の中で述べておられますが、その特別委員会の運営については今後どういうスタンスで委員会の運営を考えておられるのか。その先のことでございますけれども、今現在の考えがお持ちでしたら、そこまでお聞かせいただいて私は質疑終わらせていただきます。

○議長（大田勝義議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 特別委員会に臨むに当たって従前までの私の委員長としてのスタンスは変わるものではありません。

○議長（大田勝義議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 昨日体育館建設特別委員会をしたわけですよ。今日なわけです。どのように考えればいいのかというふうに非常に悩むというか、思うわけですけど、この間議会として議会基本条例をつくるかという議論の中で、議会が議論をするということをもまず第一に考えてやっていく。あるいは、自治基本条例の中で市民がどれだけ決定に参画できるかという、その2つを議会と市民という形で考えてきただろうというふうに思うわけです。私はそう思います。ところが、いろんな委員会はあるけども、そこでの議論というのは全然されず、こ

ういう形で出されるということは、本当にその市民不在、議会無視のやり方ではないかと。これについての議論を今日ここだけで論議することではなくて、もっとやっぱり太宰府の今抱えている問題というのは体育館もありますが、国士館大学の問題が出てきて、私たち議員が見に行きまして、ここでは大きな夢を描ける場所じゃないかということに非常に思っております。そういう意味で国士館大学の問題が出てきて昨日も聞きましたが、第1候補、第2候補ということがもう一回いろいろと総合的に今太宰府がどういう方向に向かっていくのか、福祉センターの問題もあるし、宿泊施設の問題もある。この議会の中で観光の問題、渋滞の問題、いろんな問題が出てきたと思うわけですが、そういう全体的な私はランドデザインをどう描いていくかということに抜きにしてですね、突出してこの問題だけを先行させるというふうにはならないのではないかというふうに思うし、もっと今日一日で決めるのではなくて、時間をかけて議論する課題ではあるんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 昨日、総合体育館建設問題特別委員会を開催をいたしましたことは私も委員長でありますから当然ありますが、昨日の体育館建設の部分と、今日私が修正動議を出した部分は関連するものではないというふうに思っております。

それから、体育館の関係については、特別委員会の中で当然議論をされているだろうと思えますし、それから第1候補、第2候補、国士館大学の購入等々につきましては、それは私がここで答弁するようなものじゃない。それは、総合体育館建設問題特別委員会などを介して議論がされていくべきだろうというふうに思うし、昨日の執行部の答弁も、まだ決定に至っておるということではないので、全協の中で説明があったというふうに理解しておりますので、今日私がこの場で議論をするべきことではなかろうかというふうに思っております。

○議長（大田勝義議員） ほかにございませんか。

4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） もう一回聞きますが、なぜ今日なんですか。

○議長（大田勝義議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 冒頭申し上げましたように、今回の12月定例議会の中で条例が修正をされ、そしてそれに財源もつけられ、そして私の12日の一般質問に対する答弁、それらを加味しまして本日提案をしたということでございます。

○議長（大田勝義議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） そのままで進められるとしたら、私は先ほど言いましたように議論が足りないというふうに思っておりますので、市民不在、議会無視というふうに私は考えたいと思います。

○議長（大田勝義議員） ほかにいらっしゃいませんか。

6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） 今たくさん質疑あったんですけど、何ひとつ納得するものができま

せん。まずちゃんちゃらおかしいのが、この債務負担行為の補正予算、佐野東地区まちづくり構想等策定業務委託料1,000万円、それと村山議員の一般質問、それとこの今回出てきた増額補正ですね。これは、何かセットになっているような気がします。まるで裏打ち合わせがあったかのようにその疑念が残るんですが、そのきちんとした説明をしてください。

○議長（大田勝義議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 冒頭申し上げましたように提案するに至った経過につきましては、今回初めて条例改正がされ、構想委員会が附属機関に位置づけられ、財源措置もされたというのは12月定例議会の中で提案をされました。12日に私の一般質問に対する回答はありました。そういうものを踏まえて私は修正動議を出したということでございます。

○議長（大田勝義議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） それだったら、なぜ昨日の総合体育館建設問題特別委員会のときです、こういった提案をされなかったのか、伺います。

○議長（大田勝義議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 特別委員会は財政問題を議論するところではないというふうに理解しております。調査研究がその主たる任務であるというふうに思っております。

○議長（大田勝義議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） 最後になりますが、6月に減額補正してですね、その間、体育館建設の特別委員会のほうも開催を昨日ただけで、その後JRのほうでも余り特別委員会開かれていないように思いますが、その間どういったことを話されてここまで至ったのか、お答えください。

○議長（大田勝義議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 特別委員会を開催はしていなかったということは、その際に11月だったと思いますけれども、議員協議会の中でも議会改革特別委員会と佐野東まちづくり及びJR建設特別委員会の委員長のそれぞれの報告して、そして全議員に知らせようという中でも説明をしたと思いますが、これまでの経過、そして今後の動きなどについて現状が余り進んでいないということでもうしばらく静観をしていこう、そして特別委員会委員長としての試案を提出をしていこうという議論をしておりましたけれども、いろんな事情の中で委員長案を提出についてはちょっととどまっておこうというふうにしたという経過については議員協議会の中で説明をしたところでございます。したがって、今日まで特別委員会が言われるように頻りに頻度が高い中での開催は至っておりませんが、経過についてはご説明をしてきたというふうに理解をしております。

○議長（大田勝義議員） よろしいですか。

ほかには、ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 太宰府市の一般会計補正予算（第3号）の増額修正案に反対の立場で討論いたします。

さきの6月議会の最終日において井上市長は総合体育館の早期建設は断念し、今後の課題として先送りをする事といたしましたと登壇席にて明言されているのに、なぜ本定例議会の最終日になって議員発議で増額修正案を提出されることになったのか、先ほど提案理由がありましたけれども、私は完全にこれ理解できません。また、最終日の提案のため、議会の中で十分議論もしないままでの増額修正案については容認することができませんので、この修正案については反対をいたします。

（神武綾議員、藤井雅之議員 退場）

○議長（大田勝義議員） ほかにありませんか。賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） なければ、反対討論はありますか。

10番橋本健議員。

○10番（橋本 健議員） 私もただいまの修正動議案に対してはですね、余りにも唐突でありまして受け入れることができません。これは新年度でまた仕切り直しするとかですね、少なくとも来年3月まで待って議論を尽くすべきであります。今出したばかりの修正案を議論する場も時間もなく、すぐ採決というやり方はですね、余りにも強引であり、到底納得できる話ではありませんので、この修正案に対しては反対いたします。

○議長（大田勝義議員） ほかに。

13番門田直樹議員。

○13番（門田直樹議員） 質疑は3回までということでそれ以上聞けなかったんですが、最後に先ほどの芦刈議員の質疑の中で村山議員ご本人が市長と確認したということをはっきりおっしゃっていますよね。もともと我々もそういうふうなことというのは9月ですか、9月で文書でこういうふうな粗筋をというふうなことを言ってあったけども、そういうことはちょっととんでもないということで終わっていたかと思うと、そういうふうないわゆる調整というか、根回しというか、そういった形であったということがもうここで白日のもとに出たわけですね。まさに市民不在、議会軽視ということで到底賛成できません。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） 私もこの増額案については反対の立場から討論をいたします。

私は今橋本議員もおっしゃいましたが、内容よりも今回の提案方法に対してじくじたる思い

を持っております。今、議会改革特別委員会では、議決内容とあわせて、その課程の議論をいかに透明化して市民に公開していくのかを視点の一つに置いて議会基本条例を制定しようとしています。しかし、最終日の動議という方法をとられた場合、市民が全く知らないうちに議案が提案され、議員は執行部へ質問することもできず、公の場で議員間で議論する機会も与えられません。これは、議論の場である議会の自殺行為です。ましてや看護学校跡地の総合体育館建設については、市民の中でも意見が分かれている重要な案件です。したがって、議会としては賛成反対双方の市民の意見を聞き、議論を重ねるべきだと考えます。

提案者は、総合体育館特別委員会の委員長であり、必要と思えば1月から市民に開かれた特別委員会で今申し上げたような議論を行い、その上で3月議会に提案することもできたはずで、1回でもこのような方法での提案の先例をつくってしまえば、後で同じような方法で提案が行われる場合もそれをとめることが困難になります。このような方法がまかり通ってしまえば、市民の議会に対する不信感が高まり、その信頼を回復させるために膨大な時間が必要となり、今まで特別委員会で30回以上議論してきたことが水泡に帰してしまう可能性もあります。

以上のような理由から、議会はこのような提案方法を認めるべきではないということを申し上げて、反対討論といたします。

○議長（大田勝義議員） ほかにありませんか。

6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） 反対の立場で討論します。

今、いろんな議員さんたちが質疑したんですが、何ひとつ納得できるご回答ではありません。まさに市民を無視し、議会を無視した行為だと思います。こんな乱暴な行為、認めるわけにはいきません。

以上で反対討論を終わります。

○議長（大田勝義議員） ほかに。

4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 本当にこういうやり方というのはよくないなというふうに思いますし、できたらこの議論は継続審議していただきたいと思うわけですが、それはどうも無理なようですし、動議出せるのなら出したいと思っておりますが、ちょっと議会運営がよくわかりませんが、とにかくこういうやり方というのは本当によくないなというふうに思いますし、先ほどから賛成、反対の討論ばかり出ておりますので、賛成される方は賛成される意見を言って賛成していただきたいというふうに思います。

○議長（大田勝義議員） ほかに。

17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） 今要求がありましたので、我々はもともとこの予算には賛成の立場でありますので、その立場を変えるわけにはいかないということが1つあります。それと、今までのお話を聞いて、これは見解の違いかも知れませんが、やっとスタートラインに乗せて、

市民も議員も議論ができる状況になってきたということでもあります。これはだから体育館が市の思うように、思うがままに建つわけでも何でもありません。今から市民が納得いくように、また議会も納得いくように議論ができるスタートラインに立つと、そういう意味合いにおいて私は賛成の立場をとります。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 修正動議に賛成の立場で言います。

私はこの6月の減額修正でも同じことを言いましたけれども、減額修正に賛成は私もいたしました。体育館建設には反対はしておりません。はっきり言っております。昨年制定されたスポーツ基本法の前文に、国民は生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上でスポーツは不可欠なものであると。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であると示されていたということもはっきり私は言いました。私もこのスポーツは、生涯生活の中でも重要と思っております。そして、整備が整った本市にふさわしい総合体育館は必要だということも、今も変わりありません。

また、今後において、スポーツができない人も応援できる、見るスポーツ、観客席の整った施設が必要であると考えます。体育館建設だけが先に走り出し、まちづくりは私が先ではないかと申しました。そして、佐野東地区まちづくりの核に（仮称）JR太宰府駅を置くことについては、平成10年3月都市計画のマスタープランで新太宰府駅周辺を市の西部の拠点に位置づけておられ、今回佐野東地区まちづくり構想等策定業務委託料の債務負担も建設経済常任委員会で賛成可決しました。それで、今後佐野東まちづくりの構想検討委員会も立ち上げ、条例も改正され、（仮称）JR太宰府駅、体育館も含めて区画整理のエリアの中でありますので、交通渋滞の緩和対策、アクセスの問題等も含め、どんな町につくり上げていくのか、検討されるものだと思います。

よって、市が建設予定第1候補として位置づけられている基本設計において現地調査、地質、測量地盤等の評価をするための増額修正には賛成の立場です。

以上です。

○議長（大田勝義議員） ほかにはいらっしゃいませんか。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

まず、本案に対し村山弘行議員外1人から提出された修正案について採決いたします。

修正案を可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（大田勝義議員） 多数起立です。

よって、修正案は可決されました。

〈修正案 可決 賛成9名、反対6名 午前11時19分〉

(神武綾議員、藤井雅之議員 入場)

(傍聴席で発言する者あり)

○議長(大田勝義議員) 傍聴者の方に申しますけれども、静粛をお願いいたします。

(「わかりました」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) 修正案が可決されましたので、修正部分を除く原案について、これから討論、採決を行います。

通告がありますので、これを許可します。

7番藤井雅之議員。

○7番(藤井雅之議員) 原案につきましては、先ほど同会派であります神武議員から関連します議案第54号に対する反対討論が行われており、またそれに関連する債務負担行為も盛り込まれておりますが、予算の構成全体を見たときに私も議案第54号の学童保育の議案については反対をいたしました。この提案されております補正予算については、この債務負担行為の部分については疑問を感じておりますが、しかし全体の構成を見たときに今回の補正予算については賛成をさせていただきます。

○議長(大田勝義議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

修正部分を除く原案について可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(大田勝義議員) 全員起立です。

よって、修正部分を除く原案は可決されました。

〈修正部分を除く原案 可決 賛成17名、反対0名 午前11時21分〉

○議長(大田勝義議員) したがって、議案第58号「平成24年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について」は修正可決されました。

11時40分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時22分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時40分

○議長(大田勝義議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8と日程第9を一括上程

○議長(大田勝義議員) お諮りします。

日程第8、議案第59号「平成24年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

について」及び日程第9、議案第60号「平成24年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」を一括議題にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、お諮りしましたとおひ一括議題にしたいと思ひます。付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

〔14番 小柳道枝議員 登壇〕

○14番（小柳道枝議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第59号及び議案第60号について、その審査の内容と結果をご報告いたします。

まず、議案第59号「平成24年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」、ご報告いたします。

まず、歳出の主なものを説明いたします。

2款1項1目一般被保険者療養給付費2億3,865万5,000円の増額補正、3目一般被保険者療養費194万1,000円の増額補正、4目退職被保険者等療養費30万3,000円の増額補正、5目審査支払手数料33万2,000円の増額補正、これらは上半期の支払い額が前年同時期よりも高い伸びを示していることから、今後の支払い見込額に対する不足額を補正するものであります。

次に、2款2項1目一般被保険者高額療養費、5,579万4,000円の増額補正、これは自己負担限度額を超えた医療費について助成するものであります。医療機関での窓口の支払いが自己負担限度額で済む限度額適用認定証が浸透してきたこともあり、予算編成時の見込みよりも高い伸びを示していることから、不足額を補正するものであります。

次に、3款1項1目後期高齢者支援金5,683万2,000円の増額補正、これは現役世代の負担分を国保特別会計から拠出するもので、通知に基づき不足額を補正するものであります。

次に、11款1項2目償還金5,846万8,000円の増額補正、これは過年度交付の精算額が確定したことによる国、県への返還金であります。

続きまして、歳入の主なものを説明いたします。

2款2項1目財政調整交付金2,134万6,000円の増額補正、これは歳出2款の保険給付費の支出増加に伴い補正するものであります。

次に、4款1項1目前期高齢者交付金4億8,801万5,000円の増額補正、これは前期高齢者医療制度により社会保険診療報酬支払基金からの通知額に基づき増額補正するものであります。

説明を終え、さしたる質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第59号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第60号「平成24年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」、その審査の内容と結果を報告いたします。

今回の補正は、歳出で介護保険事業の平成23年度負担金、交付金等の介護給付費に関する国、県への精算返還金が932万7,000円及び地域支援事業に関する精算返還金743万3,000円の増

額が計上されております。

その財源といたしまして、基金繰入金467万9,000円と前年度繰越金1,208万1,000円が歳入に計上されております。

次に、介護認定調査費309万6,000円の増額補正ですが、これは介護認定調査の件数が増加しており、不足が見込まれることから増額補正するものであります。

その財源として、その他一般会計繰入金309万6,000円が歳入に計上されております。

これに対して、さしたる質疑もなく、討論もなく、採決の結果、議案第60号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（大田勝義議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第59号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第60号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第59号「平成24年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第59号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時48分〉

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第60号「平成24年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第60号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(大田勝義議員) 全員起立です。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時48分)

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10と日程第11を一括上程

○議長(大田勝義議員) お諮りします。

日程第10、請願第3号「拉致問題意見書決議に関する請願書」及び日程第11、請願第4号「障がい児の就学に関する請願書」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) 異議なしと認め、お諮りしましたとおり一括議題にし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

[13番 門田直樹議員 登壇]

○13番(門田直樹議員) 総務文教常任委員会に審査付託されました請願第3号及び請願第4号について、その審査の内容と結果を報告いたします。

まず、請願第3号「拉致問題意見書決議に関する請願書」について、紹介議員となっている委員から、添付されている意見書案の朗読による補足説明がありました。

質疑はなく、請願に対する意見、討論もなく、採決の結果、請願第3号は委員全員一致で採択すべきものと決定しました。

なお、本請願は意見書の提出を求めるものであり、委員会で協議した結果、請願提出者の意向等を考慮し、添付された意見書案をそのまま委員会提出議案として本日本会議に提案することといたしております。

次に、請願第4号「障がい児の就学に関する請願書」について、紹介議員となっている委員からは、要望書の内容については、支援員さんについての非難ではなく、支援員さんがよりきちんとした体制で働いていただけるように、より専門的な知識を持っていただけるようにという願いが根底にあるということをご理解いただきたいとの補足説明がありました。

これに対して委員からは、請願中に支援員さんに基礎的な子どもへの対応の仕方や心構えなどの研修を受けていただけたら障がい児がさらによりよい学校生活を送れるとの記載があるが、支援員さんは実際このような研修を受けていないのかなど質疑があり、紹介議員である委員からは、研修は受けてあると思うが、ごく基本的なことのみであると思われる。いろんな障

がいを持つ子どもさんの状況に合わせて一つ一つ丁寧な研修が必要になるという意味であると思うなど回答がありました。

他の委員から、要望されている願いを実現するためにも、前向きに具体的な調査研究をさせてほしいとして継続審査を求める動議が提出されたため、本請願を継続審査とする動議を議題とし、採決を行いました。

その結果、請願第4号は、賛成多数により継続審査とすることに決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（大田勝義議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

請願第3号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 次に、請願第4号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

請願第3号「拉致問題意見書決議に関する請願書」について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第3号に対する委員長の報告は採択です。本案を委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（大田勝義議員） 多数起立です。

よって、請願第3号は採択することに決定をいたしました。

〈採択 賛成16名、反対1名 午前11時52分〉

○議長（大田勝義議員） 次に、請願第4号「障がい児の就学に関する請願書」について討論を行います。

討論はありませんか。

12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） 私は継続、委員会報告でありました継続には反対の立場で討論をいたします。

先ほど委員長報告にもありましたように継続動議が出た際に、実態をもっときちんと調査をして前向きに判断したいとのご意見があり、既に次回の委員会日程も具体的に近づいてく

としています。その点につきましては非常にありがたく、前向きに調査をしていただきたいと思います  
思っておりますが、しかし請願の中にある指導員の運用などは、4月からすぐに必要になる事  
柄でありまして、また同時に紹介議員という立場からも継続には反対をしたいと思います。

○議長（大田勝義議員） ほかにありませんか。

16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 私、継続審査に反対ですが、紹介議員の下に私も名前を記載をしよう  
としたところ、ちょっと締め切りに間に合わなかったものですからここで意見を述べさせても  
らいたいと思いますが、特に就学前の発達の実施については、それぞれ子どもさんが生まれた  
ときからずっと行きつけの病院があろうかというふうに思います。そういう意味ではその辺を  
大事にしていくというような請願の趣旨もありますので、ぜひともこれは可決していただき  
たいというふうに申し上げて継続審査反対の討論にさせていただきたいと思います。

○議長（大田勝義議員） ほかにはいらっしゃいませんか。

13番門田直樹議員。

○13番（門田直樹議員） 委員長として審議を進めてまいっただけでありまして、特に意見等出  
していないのですけれども、今2人の委員から継続反対ということでありましたけれども、その  
辺も重々わかります。請願を出すときに、これに限りませんけれども、なかなかいわゆる言は  
意を尽くさずといいますか、本来そこで求められているその請願者の意思というものがその文  
言の一つ一つでそのままあらわされているかということが、受け取る側ですね。ということが  
ありましてずっと考えておりましたが、できましたらやはり新年度に間に合うということでこ  
れを通していただいたほうがよろしいのではなからうかと。委員会としては継続という結論が  
出ましたが、私としては継続ではなく、今これを採択したほうがよろしいのではなからうかと  
いうことで、継続に対しては反対とさせていただきます。

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第4号に対する委員長の報告は継続審査です。本案を委員長報告のとおり継続審査とす  
ることに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（大田勝義議員） 多数起立です。

よって、請願第4号は継続審査することに決定をいたしました。

〈継続審査 賛成14名、反対3名 午前11時56分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 意見書第5号 拉致問題の早期解決を求める意見書

○議長（大田勝義議員） 日程第12、意見書第5号「拉致問題の早期解決を求める意見書」を議題
といたします。

提出者の説明を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔13番 門田直樹議員 登壇〕

○13番（門田直樹議員） 拉致問題の早期解決を求める意見書案について、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

平成14年、北朝鮮は拉致を認めて5人の被害者を返した。しかし、それ以降、5人の被害者の家族の帰還以外全く進展はない。北朝鮮の地で我が国からの救いの手を待っている被害者らの苦しみと、日本の地で帰りを待つ家族の苦痛は筆舌に尽くしがたく、さらに10年の歳月が経過した。

政府は現在17人を北朝鮮による拉致被害者として認定している。また、それ以外にいわゆる特定失踪者を含む多くの未認定被害者が確実に存在し、このことは政府も認めている。

平成18年以降、政府は首相を本部長とする対策本部をつくり、担当大臣を任命して被害者救出に取り組んでいるが、いまだ具体的成果を上げることができていない。

昨年末、拉致の責任者である金正日が死んだ。今まで北朝鮮が生きている被害者を死んだと言わざるを得なかったのは、独裁者金正日の責任を認めたくないためだった。その金正日の死は後継者金正恩政権の不安定さを含め、救出の好機となり得る。金正恩政権に強い圧力をかけ、実質的交渉に引き出さなければならない。

一方で、混乱事態が発生し、被害者の安全が侵される危険も出てきた。混乱事態に備えた救出作戦の準備を早急に完成させなければならない。拉致問題は、我が国に対する重大な主権侵害であり、かつ許しがたい人権侵害であることは言うまでもない。

政府は全勢力を傾けて全ての拉致被害者を早急に救出するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出者は議会議長大田議長、提出先は衆議院議長以下記載しているとおりです。

よろしく申し上げます。

○議長（大田勝義議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第5号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長(大田勝義議員) 多数起立です。

よって、意見書第5号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対1名 午後0時00分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13 議員の派遣について

○議長(大田勝義議員) 日程第13、「議員の派遣について」を議題といたします。

地方自治法第100条第13項及び太宰府市議会会議規則第161条の規定により、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときは議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) 異議なしと認め、よって本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 閉会中の継続調査申し出について

○議長(大田勝義議員) 日程第14、「閉会中の継続調査申し出について」を議題といたします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から申し出があつておりますので、別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(大田勝義議員) 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで12月24日付をもって退任されることになりました關教育長の挨拶をお受けしたいと思います。

關教育長。

○教育長(關 敏治) 本会議の席上におきまして私の退任の挨拶の機会を与您にいただきまして、大田議長を初め議員の皆様方に厚くお礼を申し上げます。

私こと、12月24日をもって任期満了により3期12年の教育長職を退任することとなりました。私はこの太宰府に生まれ育っただけに、太宰府をより一層よい町にしたいとの思いから、市の将来像である「歴史とみどり豊かな文化のまち」の具現化を目指し、教育分野から努力を重ねたつもりでございます。そのために、学校教育を初め、社会教育、生涯学習、文化財

行政等の各分野で職員一同と力を合わせて取り組んでまいりました。この間、皆様方には温かいご支援、ご指導とご協力を賜り、おかげさまで職務に励むことができました。このことは私にとっても忘れ得ぬ事柄であります。改めて皆様方に厚くお礼を申し上げます。今後は、一市民として本市発展のため尽力をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、本市のますますの発展を祈念しますとともに、皆様のご健勝とご活躍を祈念申し上げます、退任の挨拶とさせていただきます。本当に長い間、どうもありがとうございました。

(拍手)

○議長（大田勝義議員） 長い間、ありがとうございました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、お諮りしましたとおり決定をいたしました。

これをもちまして平成24年太宰府市議会第4回定例会を閉会いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認めます。

よって、平成24年太宰府市議会第4回定例会を閉会いたします。

閉会 午後0時04分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成25年 2月20日

太宰府市議会議長 大 田 勝 義

会議録署名議員 福 廣 和 美

会議録署名議員 陶 山 良 尚